

設備投資等促進事業（新型コロナ緊急対応枠）に関するよくあるご質問

[補助事業の重複申請]

Q 1 : 設備投資等促進事業（新型コロナ緊急対応枠）の応募を他の国や県の補助制度と重複して申請しても構いませんか？

A 1 : 原則として、他の補助制度に応募や交付申請を行っている事業を重複して申請することはできません。

但し、以下の2事業についてのみ重複申請を認めます。

①「令和元年度補正・令和二年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型（特別枠）〕（2次締切分）」※令和2年5月20日締切

②「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」のうち先行審査受付分※令和2年6月5日締切

上記2事業のうちいずれかの採択が決定した場合には、設備投資等促進事業（新型コロナ緊急対応枠）の応募を取り下げさせていただきます。

[補助対象の事業]

Q 2 : アルコール消毒液やマスクなどの感染防止対策関連品の購入は補助対象ですか？

A 2 : 新型コロナ緊急対応枠は、感染防止対策関連品の製造のための、設備投資を伴う事業が対象となります。

感染防止対策関連品の購入や3密対策等の感染防止対策については、他の補助事業等の活用をご検討ください。

[関連品の部品や素材の製造]

Q 3 : 感染防止対策関連品の部品や素材の製造は事業対象ですか？

A 3 : 新型コロナ緊急対応枠は、事業目的に「感染症防止対策関連品の供給体制の強化」を掲げており、関連品の製造活動については、完成品・最終製品の製造・販売（出荷）に限定しています。

部品のみ、素材のみの製造は本事業の対象になりません。

[施設整備]

Q 4 : 感染防止対策関連品の製造施設の改修は事業の対象になりますか？

A 4 : 感染防止対策関連品の製造のための施設の整備（工事）は対象になりません。

なお、購入した機械装置の据付経費は、設置と一体で捉えられる軽微なものに限り補助対象経費に計上できます。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。

[製造に関する周辺機器の整備]

Q 5 : 感染防止対策関連品の製造にかかる周辺機器のみの整備でも事業の対象となりますか？

A 5 : 本事業では、単価 30 万円以上の機械装置等の取得を含む設備投資が必要です。当該機械装置に加え、製造のために必要な周辺機器の購入も事業の対象となります。但し、申請する機械装置等の必要性や費用対効果などが審査されることとなります。

[中古機械の購入]

Q 6 : 中古の製造用機械の購入は事業の対象になりますか？

A 6 : 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積を取得している場合には、中古設備も対象になります。

[補助対象経費]

Q7：補助対象に認められない経費はありますか？

A7：以下の経費は補助対象になりません。

- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・機械装置の設置場所の整備工事に要する経費
- ・事務所の運営費
- ・文房具等の消耗品費
- ・金券購入費、収入印紙、振込手数料、公租公課（消費税を含む）
- ・飲食、接待等の経費
- ・各種保険料
- ・申請書等の書類作成費
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、タブレット端末、事務用のソフトウェア、プリンター、デジタル複合機）の購入経費
- ・事業に係る自社の人件費
- ・その他社会通念上不適切と認められる経費

[原材料費]

Q8：原材料費とはどの程度の量（数量）まで補助対象になりますか？

A8：試作品の開発に係る部分のみが補助対象となります。未使用残存品や製品生産のための原材料は対象になりません。

また、試作用原材料の受払簿を作成し、使用した量を明確にする必要があります。

[補助対象事業の遡及]

Q9：補助対象経費が令和2年4月7日まで遡及可能とは、どのようなことですか？

A9：事業が採択された場合に、令和2年4月7日以降契約又は発注した事業計画に含まれる機械装置の購入経費等を補助対象経費に計上することができます。

[補助事業終了後の定期的な報告]

Q10：補助事業終了後、定期的な報告が必要になりますか？

A10：定期的な報告は求めておりませんが、事業実施状況のアンケートなどに協力いただくこととなります。

[機械装置の管理]

Q11：補助事業で導入した機械装置はどのように管理する必要がありますか？

A11：補助事業により取得した機械装置は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、効率的に使用してください。

なお、機械装置の耐用年数の期間内に転売等を行った場合は、補助金返還の対象となります。

以上